

広島県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、六〇一
広島市東区	三二、三一六
広島市南区	三七、九五四
広島市西区	五〇、〇四三
広島市安佐南区	六一、〇七七
広島市安佐北区	四〇、九四六
広島市安芸区	二一、二四五
広島市佐伯区	三六、八三二
呉市	六五、四三三
竹原市豊田郡	一〇、一四四
三原市世羅郡	三二、八二七
尾道市	三九、八四三
福山市	一二五、九七七
府中市神石郡	一四、五五一
三次市	一五、二一一
庄原市	一〇、八一七
大竹市	七、八九六
東広島市	四七、七五四
廿日市市	三一、八九九
安芸高田市	八、四九三
江田島市	七、三五五
安芸郡	三一、七一一
山県郡	七、三三九